



D **KITASHIN** 2012 **DISCLOSURE**

【きたしんディスクロージャー】



北 郡 信 用 組 合

目次

経営理念	1
基本方針	1
ごあいさつ	2
事業方針	2
経営環境・事業概況	2
役員一覧	3
事業の組織	3
業績の推移	4
経営の健全状況	4
総代会	5
コンプライアンス(法令等遵守)態勢	6
リスク管理態勢	6
地域に貢献する当組合の経営姿勢	7
地域密着型金融の取組みについて	8
きたしん会	9
当組合のあゆみ	10
主要な事業の内容	10
トピックス	10
個人情報保護宣言	11
金融円滑化に関する基本方針	11
保険募集指針	12
当組合の取扱い保険商品一覧	12
キャッシュカードの安全対策について	12
苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	12
資料編	13
地区一覧・店舗一覧	29
索引	30

経営理念

奉仕

私達一人ひとりが、お客様の立場に立ち、常にお客様の発展につながる、真心をいだし奉仕します。

信頼

私達は、お客様とのゆるぎない信頼関係を築きます。

健全

私達は、地域に根ざした金融機関として、健全な経営体質を作ります。

基本方針

お客様との「であい」を大切に、地域金融機関としてきめ細かな利便性の高いサービスを提供することにより、さらに密接な「つながり」をひろげ、地域社会の向上に努めます。

北郡信用組合の概要

■名 称	北郡信用組合
■本店所在地	山形県村山市楯岡晦日町1番8号
■創 立	昭和27年10月7日
■出 資 金	899百万円
■組 合 員	19,190名
■店 舗 数	10店舗
■預 金	86,718百万円
■貸 出 金	46,450百万円

平成24年3月末現在

職員数・組合員数

区 分	平成23年3月31日 現在	平成24年3月31日 現在
職 員 数	131 名	136 名
組 合 員 数	18,996 名	19,190 名
法 人	1,036 社	1,042 社
個 人	17,960 名	18,148 名



本店全景

ごあいさつ

皆様には日頃より格別のご愛顧を賜わり厚くお礼を申し上げます。

当組合は、「奉仕」、「信頼」、「健全」を経営理念として掲げ、地域の皆様との「であい」と「つながり」を大切に、地域社会の発展に貢献できるよう努めております。

ここに、平成23年度の当組合の経営方針や経営内容などについて、「きたしんディスクロージャー誌2012」を作成いたしました。

私ども「きたしん」を深くご理解いただくうえで高覧いただければ幸いです。

平成24年度は、「コンプライアンスの強化」「経営基盤の拡充」「地域密着型金融の促進」「地域への貢献」を重要課題として取り組み、地域社会の発展に貢献してまいります。

本年、当組合が創立60周年を迎えることができましたことに感謝申し上げますとともに、皆様には、今後とも一層のご支援とご指導を賜わりますようお願い申し上げます。

平成24年7月

北郡信用組合
理事長 西塚 一彦



事業方針

地域のお客様との「であい」を大切に、ニーズに応じた金融サービスを提供することにより、さらに密接な「つながり」をひろげ共に豊かな暮らしづくりを目指し、地域経済の向上に努めてまいります。

○コンプライアンスの強化

- ・法令等遵守（コンプライアンス）の徹底を図り、お客様に愛され、信頼される人材を育成します。
- ・顧客保護等への管理徹底を図ります。
- ・不祥時の未然防止と牽制に努めます。
- ・研修体制の充実に努めます。

○経営基盤の拡充

- ・定例訪問活動の確立を行います。
- ・メイン化の推進を図るとともに、取引世帯数の拡大に努めます。

○地域密着型金融の促進

- ・金融の円滑化に係るコンサルティング機能の発揮に努めます。
- ・ご融資による適切な資金の提供や相談業務の充実により、地域の事業者並びに個人の方への金融支援を図ります。
- ・中小企業支援ネットワーク強化事業を活用し、事業者の方に対する経営支援を図ります。

○地域貢献の実践

- ・お客様との「であい」を大切に、「つながり」をさらに強化して、地域密着を図ります。
- ・社会的・文化的活動を通じて地域貢献に努めます。

平成23年度 経営環境・事業概況

平成23年度の国内経済は、東日本大震災やタイの大洪水等の影響によるエネルギー不安、物資不足、物流の停滞等から事業活動が困難な状況が続き、これからの個人消費や雇用の先行きが懸念されるなど、深刻な経済的打撃を被りました。

県内経済も、大変な厳しさの中にありますが、緩やかに持ち直してきております。

このような厳しい経済環境の中、組合員の皆様方のご支援をいただきながら、役職員が一丸となって業務に努めてまいりました。

その結果、当期の実績は次のようになりました。

預金につきましては、個人預金を中心に、前期比2.72%、金額1,299百万円増加し、期末残高では86,718百万円となりました。

貸出金につきましては、住宅ローンや保証協会保証付融資を積極的に推進したことにより、前期比2.58%、金額1,168百万円増加し、期末残高46,450百万円となりました。

なお、金融再生法に基づく不良債権比率は、前期比0.81ポイント低下し、7.89%となりました。

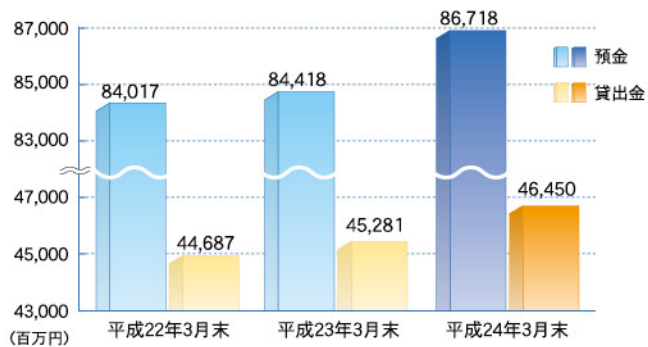
組合員につきましては、前期比194人増加し、19,190人となりました。出資金は8百万円増加し、899百万円となりました。

損益状況につきましては、業務純益は303百万円を計上、139百万円の当期純利益となりました。

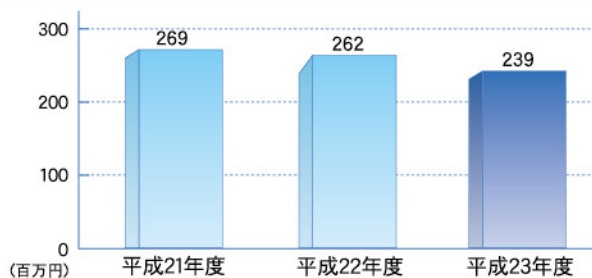
また、健全経営の重要な目安となります自己資本比率は、前期比0.04ポイント上昇し11.36%と良好な水準と考えております。

業績の推移

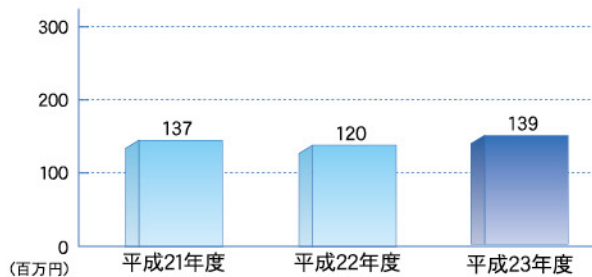
預金・貸出金の残高



経常利益

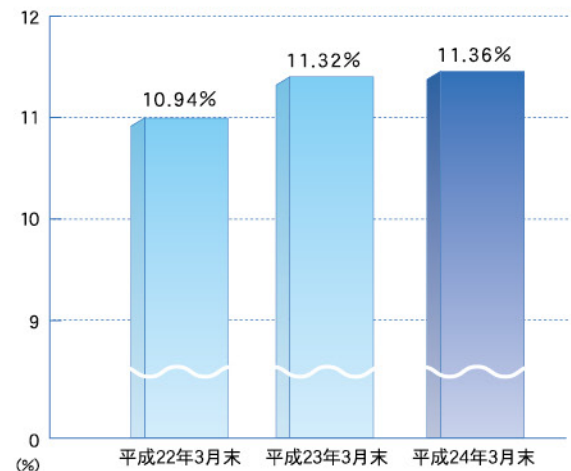


当期純利益

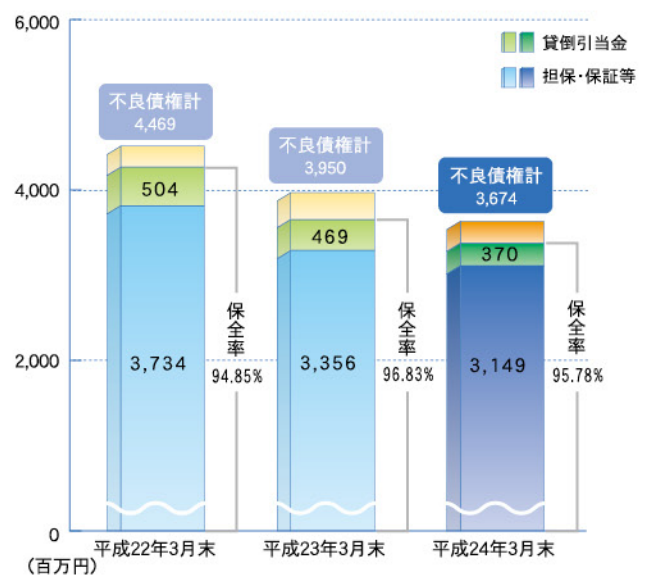


経営の健全状況

自己資本比率の推移



金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況(正常債権除く)



主要な経営指標の推移

(単位:千円)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
経 常 収 益	2,033,812	1,913,647	1,858,767	1,802,039	1,758,853
経 常 利 益	△559,202	△106,020	269,345	262,391	239,328
当 期 純 利 益	△740,139	△39,934	137,025	120,596	139,808
預 金 積 金 残 高	82,068,370	83,426,715	84,017,894	84,418,859	86,718,477
貸 出 金 残 高	43,662,125	44,395,874	44,687,231	45,281,546	46,450,538
有 価 証 券 残 高	9,268,273	8,210,049	6,845,294	6,118,485	6,499,010
総 資 産 額	86,514,218	88,474,067	88,735,238	90,438,789	91,998,341
純 資 産 額	3,974,421	3,924,798	4,166,152	4,227,466	4,369,630
自己資本比率(単体)	10.20 %	10.62 %	10.94 %	11.32 %	11.36 %
出 資 総 額	877,295	882,126	885,407	891,628	899,765
出 資 総 口 数	8,772,951 口	8,821,261 口	8,854,073 口	8,916,284 口	8,997,654 口
出資に対する配当金	26,216	17,490	26,297	26,508	35,720
職 員 数	129 人	139 人	133 人	131 人	136 人

(注) 残高計数は期末日現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含んでおりません。

総代会

第60期通常総代会のご報告

平成24年6月25日当組合本店4階会議室において第60期通常総代会が開催され、次の事項が報告され、決議事項については原案通り可決されました。

報告事項

第60期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告並びに貸借対照表、損益計算書報告の件

決議事項

- 第1号議案 第60期 剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 第61期 事業計画案並びに収支予算案承認の件
- 第3号議案 定款の一部変更の件
- 第4号議案 組合員の法定脱退の件



総代会風景

総代との懇談会

当組合では、平成15年度から地域毎に総代の方々との懇談会を開催しておりますが、今年度は12月2日に全地区合同にてお集まりをいただき、経営状況等の説明を行うとともに、総代の皆様から貴重なご意見をいただき有意義な懇談会となっております。

総代選挙区および総代一覧（敬称略、順不同）

（ ）内は平成24年6月25日現在です。

選挙区	定数	総代氏名								
村山地区 （本店） （河西支店）	28名 （25名）	菅井 亨	川田 誠三	氏井 隆夫	岩月 往男	竹川 英一	榊 直徳	佐藤 恒雄		
		大泉 洋一	戸田 紘義	高梨 正剛	松岡 茂暎	大木 利二郎	鈴木 健治	柴田 平八郎		
		瀧田 稔	坂井 雅雄	菅井 武	大石 はるみ	三好 眞理子	高木 辰五郎	茨木 久弥		
		高橋 幸一	芦野 松雄	芦野 又三	佐藤 豊太					
尾花沢・大石田地区 （尾花沢支店） （大石田支店）	25名 （25名）	大類 一男	佐藤 政弘	加藤 正治	鈴木 喜左夫	大類 伸一	大類 登	奥山 稔一		
		西塚 義治	渡會 邦夫	小関 吉左衛門	石山 新一	戸津 宣夫	菅原 明夫	工藤 正廣		
		斎藤 惣一	笹原 賢治	高橋 孝	大類 司	大貫 博幸	三河 修司	井上 正		
		戸田 栄一	木内 昇太郎	寺崎 勝美	佐々木 正美					
東根地区 （東根支店） （神町支店） （東根温泉支店）	29名 （28名）	奥山 弘	武田 武丸	菅原 孝太郎	奥山 昭一	斎藤 功初	本間 勝	管 繁利		
		滝口 俊一	天野 禎二	相澤 恒夫	辻村 貞雄	菊地 英士	飛川 和雄	奥山 栄悦		
		佐伯 信一	石山 政之輔	寒河 江尚	武田 次郎	岡田 誠	清野 五郎	小野 泰義		
		土田 善幸	村上 信一	今田 一郎	坪沼 孝一	山田 貫一	保科 敬	菅 久美		
河北地区 （谷地支店）	16名 （15名）	加藤 誠三	竹屋 俊文	堀米 繁治	高橋 栄吉	草刈 繁	真石 邦昭	和田 源吾		
		鈴木 孝治	鈴木 正寛	宮地 真司	長谷川 禎吉	斉藤 義二	中上 亮一	門脇 芳子		
		高澤 文子								
新庄・最上地区 （新庄支店）	18名 （18名）	早坂 幸久	須田 光一	加藤 幸雄	青木 利美	伊東 洋一	涌井 弥瓶	後藤 信而		
		田中国 明	高橋 善明	高橋 秀幸	叶内 章二	奥山 新一郎	江口 清治	小林 光悦		
		伊藤 喜一	峯田 洋一	軽部 耕行	郷野 目茂子					
天童地区 （天童支店）	14名 （13名）	並木 弘	滝口 貞治	須藤 芳男	佐藤 文昭	植野 仁	東海林 松男	加藤 昌宏		
		武田 貞夫	伊藤 正広	黄木 悦次	佐々木 伸夫	川口 幸子	小座間 千代子			

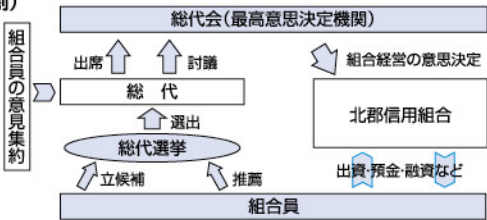
当組合の総代会制度

○総代会制度について

組合員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。しかし、当組合の組合員数は大変多く総会の開催は事実上不可能です。

当組合では、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、法令並びに定款の定めに基づいて総会に代わる総代会制度を採用しております。

■総代会の仕組み（役割）



○総代の選出方法

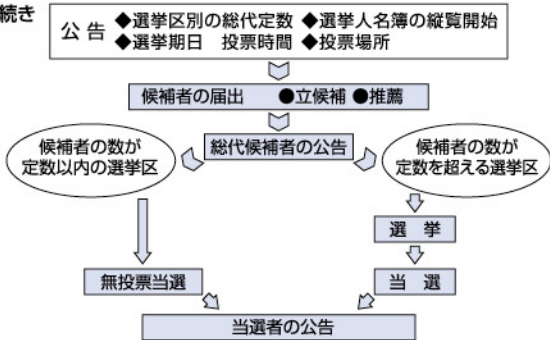
(1) 総代の任期と定数

- ・ 総代の任期は3年です。
- ・ 総代の定数は定款により100名以上130名以内に定められており、平成24年6月25日現在の総代数は124名です。なお、平成24年3月31日現在の組合員数は19,190名です。

(2) 総代の選任方法

- ・ 組合員数に応じて地区毎に定数を定め、組合員の中から選挙により公平に選出されております。

■総代選挙までの手続き



コンプライアンス(法令等遵守)態勢

当組合は、地域金融機関として公共性を果たすべき社会的使命を正しく認識するとともに、高い倫理観を持ちルールを守ることを当然の責務として、地域社会に信頼されるため努めていかななくてはなりません。

そのための具体的な取組みとして、コンプライアンスのあり方を示した「北郡信用組合行動綱領」、および「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、会議、研修を通して全役職員のコンプライアンスに対する意識の高揚を図っております。

また、コンプライアンスの実現を目指し、本部・営業店にコンプライアンス責任者およびコンプライアンス担当者を配置し、統括部署を総合企画課に置き「コンプライアンス・プログラム」を策定して、計画の実行に取組むとともに態勢の整備、強化にも取り組んでおります。

◎北郡信用組合行動綱領

1. 信用組合の持つ公共的使命の重みを常に自覚し、健全な業務運営の遂行を通して揺るぎない信頼の確立を図る。
2. 地域経済活動を支える金融機関としての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客様のニーズに応えるとともに、セキュリティ・レベルにも十分配慮したきめ細かい金融サービスの提供を通じて、地域社会・地域経済の発展に貢献する。
3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な組織運営を行う。
4. 経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、幅広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。
5. 職員の人権・個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。
6. 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。
7. 信用組合が地域社会の中においてこそ存続・発展しうる存在であることを自覚し、地域社会とともに歩む「よき市民」として、積極的に社会への貢献活動に取り組む。
8. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除する。

リスク管理態勢

○統合的リスク管理方針

1. 統合的リスク管理の目的

統合的リスク管理は、当組合の業務に内在する各種リスクについて、これを一元的に管理し総体的に捉えて、その総体的なリスクを当組合の経営体力と比較・対照することにより、当組合の業務の健全性を確保することを目的とするものです。

2. 理事及び理事会

- (1) 理事長は、当組合の統合リスク管理を統括して、統合的リスク管理に係る基本的事項及び必要事項を組合内に周知します。
- (2) 理事会は、統合的リスク管理態勢の構築・推進のための基本的事項を定める統合的リスク管理規程を策定するとともに、統合的リスク管理に関する重要事項を審議して、統合的リスク管理態勢を構築・推進します。
- (3) 統合的リスク管理担当理事は、理事会の議決に基づき、統合的リスク管理統括部署に対する指揮・命令を通じて、当組合の統合的リスク管理態勢を整備及び充実・強化にあたります。

3. 統合的リスク統括部

- (1) 統合的リスク管理統括部署（以下「統括部署」という。）は総合企画部とします。
- (2) 統括部署は、各リスクの管理所管部署と連携して、当組合全体のリスク管理に関する事項を一元的に管理・統括して、統合的リスク管理態勢の充実・強化にあたります。
- (3) 統括部署は、統合的リスク管理のため、関係各部署より必要な情報収集をするとともに、各リスクの管理所管部署に対して必要な指示をします。

4. 各リスク管理所管部

管理対象各種リスクについては次の区分に従い、それぞれの管理規程の策定等を通じて管理するものとし、リスク区分に応じて、次のように各リスクの管理所管部を定めます。

①信用リスク	融資部
②市場リスク	総合企画部
③流動性リスク	総合企画部
④オペレーショナルリスク	
・ 事務リスク	事務部
・ システムリスク	事務部
・ 法務リスク	総合企画部
・ 風評リスク	総合企画部

5. リスクへの対応及び管理体制

資産・負債を統合管理することを目的としたALM委員会にてその管理状況を確認し、また対応策等を協議します。協議の内容は理事長に報告するものとします。

決議を必要とする事項については、常務会で検討し決定するものとします。

6. リスク限度枠の設定

当組合の各種リスクが顕在化した場合における損失額、資産・負債の額、収益計画等を踏まえて、経営の健全性確保のため、リスク限度枠を設定します。

7. 統合的リスクの評価、削減等

- (1) 各種リスクのモニタリングは、管理所管部署がそれぞれのリスク管理規程に基づき、日常業務として行ないます。
- (2) 統括部署は、各リスクの管理所管部署でモニタリングしている以外の統合的リスク管理上必要なリスク量について、継続的に把握・評価するものとします。
- (3) 統括部署は、上記のリスク評価に基づき、リスク量が過大となった場合に、ALM委員会で協議のうえ削減方策等を策定して、常務会の承認を得て、これを実行します。
- (4) 統括部署は、上記リスク削減計画の実施状況をモニタリングして統合的リスク管理担当理事に報告します。
- (5) 統括部署は、リスク管理態勢上の問題点については適時、適切に統合的リスク管理担当理事に報告し、統合リスク管理担当理事は、これを常務会・理事会に報告します。

8. 検査

統合的リスク管理態勢については、定期的に又は必要に応じて随時、検査室による内部検査を実施します。

9. 新規商品等

各担当部署が新規商品・新規業務を取り扱おうとする場合は、事前に各担当部署が新規商品・新規業務に係るリスク発生見込み等を統括部署に報告し、統括部署は各リスクの管理担当部署から意見を聴取して、既往商品・既往業務に適用されるリスク管理が適用可能か否かを十分検討して、その検討結果について統合的リスク管理担当理事に報告のうえ、理事長の承認を得るものとします。

◆地域に貢献する当組合の経営姿勢

当組合は、村山市、尾花沢市、東根市、新庄市、天童市、河北町、大石田町の5市2町に店舗を配置し、地元の中小事業者や勤労者・お住まいの方々が組合員となって、お互いに助け合い、ともに発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組織金融機関です。

組合員、お客様一人ひとりの顔が見えるきめ細かな取引を基本としており、つねにお客様の事業の繁栄や生活の質の向上に貢献するため、組合員の利益を第一に考えることを活動の基本としております。

また、地域社会の一員として、当組合の経営資源を活用し、地域社会の生活の質や文化の向上に積極的に取り組んでまいります。

○社会的な取組み

◆清掃活動

毎年、地域貢献活動の一つとして、全役職員が参加して本支店周辺のゴミ拾いや草取り作業の清掃活動を行っております。「しんくみの日週間」にあわせ9月1日から7日までの間に実施しました。



◆献血運動への参加

9月6日、当組合の本店駐車場で行われた献血車による献血事業に21名の職員が参加しました。



◆大学連携講座

全信中協の大学連携講座において当組合西塚理事長が、12月19日にノースアジア大学で「地域金融の重要性と信用組合の役割」と題して講義をいたしました。

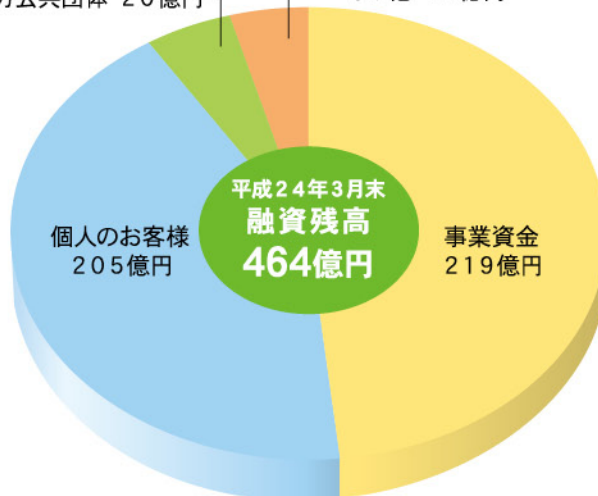


○融資を通じた取組み

地域の皆様へ資金を提供し、事業経営および生活の安定を図ることにより地域貢献を行っております。

地方公共団体 20億円

その他 19億円



○文化的な取組み

◆しんくみ市民講座

当組合では恒例となりました「しんくみ市民講座」を10月4日に本店所在地の村山市民会館において開催しました。政治評論家の三宅久之氏をお招きし「これからの日本と世界」と題してご講演いただきました。当日は大勢のお客様が来場されました。



地域密着型金融の取組みについて

■経営改善支援等の取組状況

		期初 債務者数	うち 経営改善支援 取組み先数	αのうち期末に 債務者区分が ランクアップした 先数	αのうち期末に 債務者区分が 変化しなかった 先数	αのうち再生 計画を策定した 先数	経営改善 支援取組比率	ランク アップ率	再生計画 策定率
		A	α	β	γ	δ	α/A	β/α	δ/α
正常先	①	1,019	17		9	8	1.66%		47.05%
要 注 意 先	うちその他要注意先	②	207	36	1	34	17.39%	2.77%	97.22%
	うち要管理先	③	8	2	0	2	25.00%	0.00%	50.00%
破綻懸念先	④	32	0	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
実質破綻先	⑤	59	1	1	0	1	1.69%	100.00%	100.00%
破綻先	⑥	18	0	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
小計(②～⑥の計)		324	39	2	36	37	12.03%	5.12%	94.87%
合 計		1,343	56	2	45	45	4.16%	3.57%	80.35%

1. 期初債務者数及び債務者区分は23年4月当初の債務者数です。
2. 債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。
3. βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しております。
なお、経営改善支援取組み先で、期中に完済した債務者はαに含めておりますがβには含めておりません。
4. 期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含めております。
5. 期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については（仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても）期初の債務者区分に従って整理しております。
・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めておりません。
・「再生計画を策定した先数δ」＝「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」＋「RCCの支援決定先」＋「金融機関独自の再生計画策定先」

■本部と営業店が一体となった経営支援の取組み

経営支援課では、営業店と一体となりお取引先の支援活動を実施しております。

金融円滑化法に基づき条件変更等を実施されたお取引先を対象に、経営改善計画策定支援と策定後のモニタリングを実施しております。

支援方法は、各営業店による独自支援に加え、経済産業省の「中小企業支援ネットワーク強化事業」の専門家派遣を活用した、高度且つ専門的な支援を、各営業店と本部担当部署が一体となって実施しております。

お取引先はもちろん、地域経済の活性化のために「フェイスtoフェイス」の関係を大切に、今後も地域事業者の方々のためになる支援活動を継続して参ります。

■事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金提供手法の徹底

○担保・保証に過度に依存しない融資等への取組みとして「震災緊急保証融資」の推進を行いました。

	平成23年度実行	
	件 数	金 額
震災緊急保証融資	68 件	787 百万円

■創業・新事業支援融資実績

	平成23年度実行	
	件 数	金 額
産業活性化資金	8 件	106 百万円
開業支援資金	6 件	40 百万円

(注) 創業・新事業支援に資金使途を限定した融資商品の実績のほか、当組合融資等のうち創業・新事業支援としての実績の把握が可能なものも含んでおります。

■地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

○中小企業支援ネットワーク強化事業

経済産業省の支援事業の認定支援機関として、ネットワークアドバイザーによる経営支援および専門家派遣を通じて、中小企業の皆様が抱える経営課題にワンストップで対応しております。

○建設企業のための経営戦略アドバイザー事業

平成24年度は、国土交通省が実施する建設企業のための支援事業と協定を締結し、取引建設企業の方々が抱える経営課題を解決するためにお役に立ちたいと考えております。

○しんくみ創業塾

平成24年度は、国連が提唱する国際協同組合年であります。一般社団法人全国信用組合中央協会と全国信用協同組合連合会が商工3団体と連携して行う事業「しんくみ創業塾」を活用し、地域社会の創業・新事業を応援いたします。



◆ きたしん会

きたしん会は、お取引先との親睦や情報交換などを目的とし、営業店単位で様々な事業を行っているお客様を中心とした会で、現在は1,000名を超す会員を有しています。

主な事業としては、研修旅行、観桜会・ビアパーティー・芋煮会・ゴルフなどですが、総会時には地元の有識者をお招きして講演会等も行っております。



本店



新庄支店



尾花沢支店



東根支店



谷地支店



天童支店



神町支店



河西支店



大石田支店



東根温泉支店

◆ 当組合のあゆみ

- 昭和27年10月7日 / 営業開始(初代理事長 伊豆倉精治)
- 昭和32年6月1日 / 尾花沢出張所開設
同33年9月支店昇格
- 昭和36年12月4日 / 東根支店開設
- 昭和41年1月24日 / 谷地支店開設
- 昭和42年11月1日 / 新庄連絡所設置
同43年5月支店昇格
- 昭和45年8月1日 / 信用組合内国為替業務認可
- 昭和55年7月21日 / 本店現在地に新築移転
- 昭和56年1月4日 / 第2代理事長に松田好市就任
- 昭和57年10月25日 / 天童支店開設
- 昭和58年4月4日 / 住宅金融公庫代理店指定
- 昭和60年5月7日 / 第3代理事長に菅井亨就任
- 昭和61年8月11日 / 河西支店開設
- 昭和62年10月12日 / 神町支店開設
- 平成2年12月9日 / サンデーバンキングスタート

- 平成4年11月9日 / 大石田支店開設
- 平成5年5月24日 / 東根温泉支店開設
- 平成6年4月1日 / 日本銀行歳入復代理店指定
- 平成8年2月19日 / 外国為替取次開始
- 平成10年2月23日 / 共同オンラインスタート
- 平成12年12月18日 / インターネットバンキング
モバイルバンキングスタート
- 平成14年9月21日 / 創立50周年記念式典
- 平成16年5月31日 / アイワイバンク(現セブン銀行)
ATM利用提携開始
- 平成16年6月25日 / 第4代理事長に後藤義弘就任
- 平成19年3月19日 / 河西支店新築開店
- 平成19年5月7日 / 第5次オンラインシステムスタート
- 平成19年6月25日 / 第5代理事長に西塚一彦就任
- 平成20年2月1日 / 研修所開設
- 平成22年11月29日 / 新型ATMの設置

主要な事業の内容

■預金業務

①預金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、財形貯蓄預金等を取扱っております。

②譲渡性預金

譲渡可能な定期預金を取扱っております。

■貸出業務

①貸付

手形貸付、証書貸付および当座貸越を取扱っております。

②手形の割引

銀行引受手形、商業手形および荷付為替手形の割引を取扱っております。

■有価証券投資業務

国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

■内国為替業務

送金為替、当座振込および代金取立等を行っております。

■外国為替業務

全国信用協同組合連合会の取次業務として両替業務を行っております。

■附帯業務

①債務の保証業務

②有価証券の貸付業務

③国債等の引き受け業務

④代理業務

- ・全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構の代理店貸付業務
- ・日本銀行の歳入復代理店業務
- ・地方公共団体の公金取扱業務
- ・株式払込金の受け入れ代理業務および株式配当金の支払代理業務
- ・保護預りおよび貸金庫業務
- ・保険業法により行う保険の締結又は媒介
- ・個人向け国債の窓口販売

◆ トピックス

■ピーターパンカード寄付金で遊具贈呈

山形県信用組合協会は、ピーターパンカード寄付金で遊具を購入し、「山形県立最上学園」に贈呈いたしました。

6月19日の贈呈式には、当組合の西塚理事長が施設を訪問し、櫻井園長に目録を手渡しました。



■東日本大震災の義援金

◎信用組合東北協会へ義援金

被災をされた東北の3信用組合に対する多額の義援金が信用組合東北協会に寄せられました。

当組合も400万円の義援金をお贈りしております。

◎日本赤十字社へ249万円を寄付

平成23年6月から24年3月まで東日本大震災復興支援定期預金「希望」の取扱いを行い、取扱残高の0.05%分に当たる249万2993円を日本赤十字社へ寄付いたしました。

預金協力をいただいた方に感謝申し上げます。

個人情報保護宣言

当組合では、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関係法令等（以下、「法等」という。）を遵守して以下の考え方に基づきお客様の情報を厳格に管理し、お客様のご希望に沿って取扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。

また、本保護宣言等につきましては、内容を適宜見直し、改善してまいります。

当組合は、本保護宣言を当組合のインターネット上のホームページに常時掲載（又は、各店舗の窓口等に掲示（備え付ける。））することにより、公表します。

1. 個人情報の利用目的

当組合は、個人情報の保護に関する法律に基づき、お客さまの個人情報を、別紙の業務内容ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用し、それ以外の目的では、法令等で認められる場合のほか、利用いたしません。

なお、個人情報の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

2. 個人情報の適正な取得について

当組合では、上記1. で特定した利用目的の達成に必要な範囲で、適法かつ適正な手段により、例えば、以下のような情報源から、お客様の個人情報を取得いたします。

- (1) 預金口座のご新規申込の際にお客様にご記入・ご提出いただく書類等により、直接提供していただいた情報
- (2) 各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供された情報
- (3) 商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きした情報

3. 個人データの第三者提供

当組合は、上記1. の利用目的の範囲内で当組合が別紙に表示する第三者へ個人データを提供しております。これ以外には、次の場合を除き、お客様の同意なしにお客様の個人データを第三者へ提供いたしません。

- (1) 法令等に基づき必要と判断される場合
- (2) 公共の利益のために必要であると考えられる場合

なお、お客様の個人データについて第三者提供の停止をご希望の場合は、当組合の本支店窓口までご連絡ください。

4. 個人データの委託

当組合は、上記1. の利用目的の範囲内で、例えば、以下のような場合に、個人データに関する取扱いを外部に委託することがあります。その場合には、適正な取扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います。

- (1) お客様にお送りするための書面の印刷または発送に関わる業務を外部に委託する場合
- (2) 情報システムの運用・保守に関わる業務を外部に委託する場合

5. 個人データの共同利用

当組合は、上記1. の利用目的の範囲内で個人データを当組合が別紙に表示する特定の者と共同利用しております。

6. 個人データの安全管理措置に関する方針

当組合では、取扱う個人データの漏えい・滅失等の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適正に管理します。

また、役職員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人データの安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

7. お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求

(1) 開示のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの開示のご依頼があった場合には、原則として開示いたします。

(2) 訂正等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの訂正等（訂正・追加・削除）のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。

(3) 利用停止等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等（利用停止・消去）のご依頼があった場合（法等に基づく正当な理由による。）には、原則として利用停止等いたします。

(4) ダイレクトメール等の中止

当組合は、当組合からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付やお電話等での勧誘のダイレクト・マーケティングで、個人情報を利用することについて、これを中止するようお客様よりお申し出があった場合は、遅滞なく当該目的での個人情報の利用を中止いたします。

なお、(1)、(2)、(3)のご請求に当たっては、個人情報の重要性に鑑み、ご請求者（代理人を含む）の本人確認をさせていただきます。ご請求手続の詳細およびご請求用紙が必要な場合は当組合本支店窓口までお申出ください。

8. ご質問・相談・苦情窓口

当組合では、お客様からのご質問等に適切に取組んで参りますので、個人情報の取扱い等に関するご質問等につきましては、以下の窓口にお申出ください。

総合企画課 TEL 0237-55-5585

FAX 0237-55-5594

Eメール kitashin@peach.ocn.ne.jp

金融円滑化に関する基本方針

当組合は、地域のお客様の金融円滑化をさらに推進するために、その取組みの基本方針を下記のとおり策定いたしました。

この基本方針に基づいて、地域の金融円滑化に積極的に取組んでまいります。

1. 当組合の方針について

中小企業のお客様及び住宅資金ご利用のお客様の金融円滑化を図るために、積極的および真摯に取組みます。

2. 具体的な対応について

当組合では、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律等の関係法令等を遵守のうえ、顧客の情報を厳格に管理し、その正確性・機密保持に努めます。

(1) 中小企業のお客様への対応

①新規の融資申込み

事業の特性及びその状況を十分に勘案し、積極的に資金の申込に対応します。

②条件変更・旧債の借換え

イ. 申込み相談を受けたときは、積極的に対応します。

ロ. 申込みを妨げないものとします。

ハ. 申込人の意思に反して申込みを取り下げさせない。

ニ. 申込みに条件をつけるときは、その理由を十分に説明します。

ホ. 謝絶するときは、具体的な理由を丁寧に説明します。

ヘ. 経営改善計画の策定に向けて真摯に議論します。

ト. 経営改善計画の策定要請がある場合は、支援します。

チ. 経営改善計画の進捗状況を把握し、必要に応じて助言を行います。

リ. 他の金融機関および信用保証協会等との緊密な連携を図ります。

(2) 住宅資金ご利用のお客様への対応

①条件変更・旧債の借換え

イ. 将来にわたる無理のない返済に向けて、財産及び収入の状況を勘案して積極的に対応します。

ロ. 申込を妨げないものとします。

ハ. 申込に条件をつけるときは、その理由を十分に説明します。

ニ. 申込人の意思に反して申込みを取り下げさせない。

ホ. 謝絶するときは、具体的な理由を丁寧に説明します。

ヘ. 他の金融機関等との緊密な連携を図ります。

3. 対応の記録・保存について

(1) 中小企業のお客様及び住宅資金ご利用のお客様

①申込があった場合は、その内容を記録し保存します。

②謝絶又は取下げに至った理由を具体的に記録し保存します。

③苦情相談を受けた場合は、具体的に記録し保存します。

4. 管理態勢について

(1) 理事会の役割・責任

①金融円滑化管理方針・規程を策定します。

②重要事項を審議し、金融円滑化管理態勢を構築します。

(2) 理事長の役割・責任

①金融円滑化管理態勢を統括・管理します。

②金融円滑化管理態勢に係る基本的事項及び必要事項を周知します。

(3) 管理担当理事の役割・責任

①金融円滑化管理責任者に対して指揮・命令を行います。

②金融円滑化管理態勢の整備及び充実・強化を図ります。

(4) 管理責任者（経営支援課長）の役割・責任

①金融円滑化管理態勢を推進します。

②管理規程の策定・見直し等管理態勢の基本的事項を立案します。

(5) 管理統括部（融資部）の役割・責任

①管理責任者と連携し、管理に関する事項を一時的に管理・統括します。

②金融円滑化管理態勢を充実・強化します。

(6) 管理担当者（店舗長）の役割・責任

①管理統括部と連携し、各営業店における金融円滑化管理態勢を推進します。

②管理統括部の指示に基づく管理に係る研修計画を策定・実施します。

(7) 相談窓口の役割・責任

①金融円滑化に関するお客様からの相談等の内容を記録簿に記載します。

②管理担当者（店舗長）へ相談等の内容を報告します。

5. 体制整備の概要

(1) 中小企業金融円滑化対応委員会の設置

(2) 相談等窓口の設置

(3) 広報体制（ホームページ等）

(4) 職員の研修体制

(5) 訪問による支援体制

(6) 休日相談会の開設等

(7) 苦情相談窓口の設置

保険募集指針

当組合は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまいります。

- 当組合は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
万一、法令等に反する行為によりお客さまに損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- 当組合は、お客さまに引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについてお客さまに適切な説明を行います。
- 当組合は、取扱い保険商品の中からお客さまが適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
- 当組合が取扱う一部の商品につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客さまの範囲や保険金等に制限が課せられています。
 - (1) 保険契約者・被保険者になる方が下記のいずれかに該当する場合は、当組合の組合員の方を除き、一部の保険商品をお取扱いできません。
 - ①当組合から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主等の方（以下、総称して「融資先法人等」といいます）
 - ②従業員数が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方
 - (2) 「上記(1)に該当する当組合の組合員の方」「従業員数が21名以上の融資先法人等の従業員・役員の方」を保険契約者とする一部の保険商品の契約につきましては、保険契約者一人あたりの通算保険金額その他の給付金合計額（以下「保険金額等」といいます）を、次の金額以下に限定させていただきます。
 - ①生存または死亡に関する保険金額等：1,000万円
 - ②疾病診断、要介護、入院、手術等に関する保険金額等
 - (a) 診断等給付金（一時金形式）：1 保険事故につき100万円
 - (b) 診断等給付金（年金形式）：月額換算5万円
 - (c) 疾病入院給付金：5千円
 - 【特定の疾病に限られる保険は1万円】*合計1万円
 - (d) 疾病手術等給付金：1 保険事故につき20万円
 - 【特定の疾病に限られる保険は40万円】*合計40万円

○当組合は、ご契約いただいた保険契約の内容や各種手続き方法に関するご照会、お客さまからの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。

なお、ご相談・照会・お手続き等の内容によりましては、引受保険会社所定のご連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただくこともございます。

○当組合は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客さまから寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

当組合の取扱い保険商品一覧

保険の種類	保険商品名	引受保険会社
損害保険商品	住宅ローン関連の長期火災保険	しんくみ「安心マイホーム」 (幹事) 共栄火災海上保険㈱ (引受) 日本興亜損害保険㈱ ㈱損害保険ジャパン あいおいニッセイ同和損害保険㈱
	債務返済支援保険	しんくみ「安心サポート」 (幹事) 共栄火災海上保険㈱ (引受) ㈱損害保険ジャパン
	団体傷害保険	しんくみ「ホッとプラン」 共栄火災海上保険㈱
生命保険商品	個人年金保険	「& LIFE」(アンドライフ) 三井住友海上あいおい生命保険㈱
	一時払終身保険	フコクしんらい終身保険 フコクしんらい生命保険㈱

詳しくは取扱店の窓口までお問い合わせください。所定の資格を持つ募集人がご説明させていただきます。

【お問い合わせ窓口】

保険契約に関する苦情・ご相談等は、取扱営業店または下記までお問い合わせください。

北郡信用組合 総合企画課

電話番号：0237-555585

受付時間：当組合営業日の午前9時～午後5時

キャッシュカードの安全対策について

■ATMご利用に関して

○1日当りの出金および振込限度額

出金限度額	1日当り100万円（なお、1回当り紙幣枚数50枚まで）
振込限度額	1日当り100万円（1回当り100万円） （注）ただし、当組合のATMでは現金でのお振込みはできません。

○お客さまからの申し出により、口座単位でのATM出金限度額の設定ができます。詳しくは窓口にお申し出下さい。

○お客さまご自身で、ATMにより暗証番号の変更ができます。

○当組合では、管理者及び一定の職員でカード発行処理を行い、暗証番号はカード発行後速やかに管理者立会いのもとシュレッダー処理しております。

■偽造・盗難カード等による被害にあわないためのご注意

- ・第三者に暗証番号を知らせたり、キャッシュカードを渡したりしないでください。
- ・暗証番号は、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号等の他人に推測されやすい番号以外をお勧めします。
- ・当組合の職員や警察官がATMコーナーや電話等で暗証番号を確認することはありません。ご不審な場合は、お取引店にご照会ください。
- ・キャッシュカードを自動車内等の他人の目につきやすいところに放置しないでください。

■カード紛失・盗難時の緊急連絡先

万が一、カードが盗難や紛失にあった時は下記の緊急連絡先までご連絡ください。また、カードが盗難・偽造に遭われた際には、必ず最寄の警察にも届出てください。

受付	受付時間帯	連絡TEL	連絡先
平日	9:00～17:00	当組合の各営業店（店舗一覧をご覧ください）	しんくみ ATMセンター
	17:00～翌朝9:00		
土・日・祝日	24時間	047-498-0151	

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

■苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。

【窓口：北郡信用組合 総合企画部 総合企画課】 0237-555585

受付日 月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および組合の休業日は除く）

受付時間 午前9時～午後5時

なお、苦情等対応手続については、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <http://kitagunshinkumi.jp/>

■紛争解決処理

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、

第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、

第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）で

紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、左記北郡信用組合 総合企画部 総合企画課または下記窓口までお申し出ください。また、お客さまから各弁護士に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

【窓口：一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日

（土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

電話：03-3567-2456

住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1

（全国信用組合会館内）

CONTENTS

■代表理事による適正性・有効性の確認	13
■法定監査の状況	13
■経理・経営内容	14
■資金運用・資金調達	19
■経営の健全状況	22
■自己資本比率規制(バーゼルⅡ)の概要	23
■報酬体系について	27
■手数料一覧	28

資料編

代表理事による適正性・有効性の確認

代表理事による財務諸表の適正性・有効性の確認

私は当組合の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第60期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

平成24年6月28日

北郡信用組合

理事長 西塚一彦

決算期に係るディスクロージャー誌に、代表理事が直近の事業年度における財務諸表の適正性および財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認している旨を記載することになっております。

法定監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である黒沼憲公認会計士の監査のほか監事監査を受けております。

監査報告書

私たちが監事は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第60期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査基準に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、検査室その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部・本支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告及びその附属明細書の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、信用組合の状況を正しく示しているものと認めます。

二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人黒沼憲公認会計士の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月31日

北郡信用組合

監事(常勤) 清水友三

監事 佐藤恒雄

監事 井上幸夫

(注) 監事井上幸夫は、協金法第5条の3第1項に定める員外監事であります。

独立監査人の監査報告書

平成24年5月25日

北郡信用組合

理事会 御中

公認会計士黒沼憲事務所

公認会計士 黒沼 憲

私は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項の規定に基づき、北郡信用組合の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、協同組合による金融事業に関する法律及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私の責任は、私が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私は、上記の計算書類及びその附属明細書が、協同組合による金融事業に関する法律及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

組合と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

経理・経営内容

貸借対照表

(単位:千円)

科 目	平成22年度	平成23年度
(資 産 の 部)		
現 金	1,571,512	1,111,829
預 け 金	35,985,780	36,425,036
有 価 証 券	6,118,485	6,499,010
国 債	2,779,260	2,425,140
地 方 債	101,460	100,460
社 債	1,329,845	2,631,158
株 式	347,045	322,437
その他の証券	1,560,874	1,019,814
貸 出 金	45,281,546	46,450,538
割 引 手 形	539,423	595,906
手 形 貸 付	1,077,697	927,522
証 書 貸 付	42,506,307	43,850,774
当 座 貸 越	1,158,118	1,076,335
そ の 他 資 産	1,003,626	978,370
未 決 済 為 替 貸	3,960	2,070
全信組連出資金	320,400	320,400
前 払 費 用	136	6
未 収 収 益	584,321	584,317
その他の資産	94,808	71,576
有 形 固 定 資 産	788,255	743,261
建 物	167,855	154,386
土 地	539,145	539,145
建 設 仮 勘 定	210	0
その他の有形固定資産	81,044	49,730
無 形 固 定 資 産	3,091	4,675
ソ フ ト ウ ェ ア	1,966	3,549
その他の無形固定資産	1,125	1,125
繰 延 税 金 資 産	180,586	133,567
債 務 保 証 見 返	59,951	49,572
貸 倒 引 当 金	△494,094	△ 397,521
(うち個別貸倒引当金)	(△458,046)	(△359,859)
合 計	90,498,740	91,998,341

科 目	平成22年度	平成23年度
(負 債 の 部)		
預 金 積 金	84,418,859	86,718,477
当 座 預 金	171,921	187,184
普 通 預 金	19,676,199	20,700,400
貯 蓄 預 金	65,219	70,588
通 知 預 金	10,000	16,012
定 期 預 金	58,394,266	59,308,783
定 期 積 金	5,889,666	6,258,248
その他の預金	211,587	177,260
借 用 金	1,200,000	350,000
当 座 借 越	1,200,000	350,000
そ の 他 負 債	298,843	249,987
未 決 済 為 替 借	6,343	8,748
未 払 費 用	94,490	88,331
給付補填備金	14,803	14,059
未払法人税等	104,048	61,089
前 受 収 益	17,896	17,729
払 戻 未 済 金	14,121	15,305
職 員 預 り 金	40,905	37,664
その他の負債	6,233	7,058
賞 与 引 当 金	47,983	47,383
退職給付引当金	152,978	147,832
役員退職慰労引当金	84,649	58,862
睡眠預金払戻損失引当金	2,227	2,861
偶発損失引当金	5,782	3,734
債 務 保 証	59,951	49,572
負 債 の 部 合 計	86,271,274	87,628,710
(純 資 産 の 部)		
出 資 金	891,628	899,765
普 通 出 資 金	891,628	899,765
利 益 剰 余 金	3,350,598	3,463,897
利 益 準 備 金	691,200	717,200
その他利益剰余金	2,659,398	2,746,697
特 別 積 立 金	2,400,000	2,400,000
(うち目的積立金)	(160,000)	160,000
当期末処分剰余金	259,398	346,697
組 合 員 勘 定 合 計	4,242,227	4,363,663
その他有価証券評価差額金	△14,760	5,967
評価・換算差額等合計	△14,760	5,967
純 資 産 の 部 合 計	4,227,466	4,369,630
合 計	90,498,740	91,998,341

■貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については、移動平均法による償却原価法（定額法）、その他の有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。その他の有価証券の評価差額は、全部純資産直入法により処理しております。
なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 8年～ 50年 その他 4年～ 20年
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額、過去の一定期間における貸倒実績率から算出した予想損失率を乗じる方法により、個別債務者ごとに必要と認められる今後一定期間の予想損失額を見積り、所定の算出基準による相当額並びに将来見込みに関する必要なその額に相当する額を引き当てております。上記以外の債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績率から算出した貸倒実績率に基づき引当てております。
全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業店（営業関連部署）の協力の下に管理部（資産査定部署）が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2811,092千円であります。
- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、簡便法に基づき計算した退職給付債務及び年金資産の額に基づき、当期末において発生していると見込まれる額を計上しております。なお、当組合は複数事業主【信用組合等】により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用しております。当該企業年金制度における年金資産は1,679,264千円となっております。
- 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 貸出金のうち、破綻先債権額は475,692千円、延滞債権額は2,299,618千円であります。
なお、破綻先債権とは元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権は3,361千円であります。なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は891,534千円あります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,670,205千円であります。
なお、14から17に掲げた債権額は貸倒引当金控除後の金額であります。
- 有形固定資産の減価償却累計額
1,409,204千円
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額
384,315千円
- 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形の額面金額は595,906千円あります。
- 担保に提供している資産は、次のとおりであります。
担保提供している資産 預け金 2,000,000千円
担保資産に対応する債務 借入金 350,000千円
上記のほか、為替保証金として預け金1,700,000千円、日本銀行蔵入復代理店取引のために預け金10,900千円を担保として提供しております。
- 出資1口当たりの純資産額は485円64銭です。

23. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は主に債券及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクを抱えております。

外貨建有価証券については、為替の変動リスクを抱えております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクを抱えております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクを抱えております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、経営陣と担当部署による審査会および常務会・理事会において、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

市場リスク管理規程において、リスク管理方法について明記しており、ALM委員会において協議された事項を常務会に上程し、常務会では実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、月次ペースで理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当組合は、為替の変動リスクを内包する債券に関して、個別の債券ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の監督のもと有価証券運用規程に従い行われております。

リスク管理は、総合企画部が継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスク及び価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金・貸出金及び有価証券であります。

当組合ではこれらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量を VaR により月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当組合の VaR はモンテカルロ法（保有期間40H、信頼区間99%、観測期間1年）により算出しており、平成24年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当組合の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で323,605千円です。

なお、VaR は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達にかかる流動性リスクの管理

当組合は、流動性リスク管理規程に基づきリスクの管理をしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

24. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金(※1)	36,425,036	36,924,899	499,862
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	700,000	578,047	△121,953
その他の有価証券	5,799,010	5,799,010	0
(3) 貸出金(※1)	46,450,538		
貸倒引当金(※2)	△395,714		
	46,054,824	45,862,745	△192,079
金融資産計	88,978,871	89,164,701	185,830
(1) 預金積金(※1)	86,718,477	86,621,854	△96,623
(2) 借入金	350,000	350,000	0
金融負債計	87,068,477	86,971,854	△96,623

(※1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」は、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

変動金利付国債の時価については、市場価格をもって貸借対照表計上額としております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については25.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6ヶ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期預金の時価は、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は以下のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。（単位：千円）

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	42,073
組合出資金(※2)	320,400
合 計	362,473

（※1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

（※2）組合出資金（全信組連出資金等）は、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

25. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

貸借対照表計上額	時 価	差 額
社 債 100,000千円	104,569千円	4,569千円

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

貸借対照表計上額	時 価	差 額
その他 600,000千円	473,478千円	126,522千円

合 計 700,000千円 578,047千円 △121,953千円

（注）時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式 87,534千円	66,683千円	20,850千円
債 券 3,858,608千円	3,811,325千円	47,283千円
国 債 1,926,140千円	1,909,275千円	16,864千円
地方債 100,460千円	100,003千円	456千円
社 債 1,832,008千円	1,802,046千円	29,962千円
そ の 他 146,615千円	140,570千円	6,045千円

小 計 4,092,758千円 4,018,579千円 74,178千円

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式 192,829千円	243,018千円	50,188千円
債 券 1,198,150千円	1,202,454千円	4,304千円
国 債 499,000千円	500,000千円	1,000千円
社 債 699,150千円	702,454千円	3,304千円
そ の 他 273,199千円	310,566千円	37,366千円

小 計 1,664,178千円 1,756,038千円 91,860千円

合 計 5,756,936千円 5,774,618千円 △17,681千円

（注）1.貸借対照表計上額は当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2.その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められな

いものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。当事業年度における減損処理額は、66,909千円（うち株式6,220千円）であります。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、「時価の下落率が50%以上の場合、および30%以上の下落が決算日時点で6ヶ月以上継続し、過去6ヶ月間で一度も30%未満に縮小しなかった場合」とし「回復する可能性がある場合を除き減損処理の対象」としてあります。

なお、上記の評価差額△17,681千円に繰延税金負債△2,491千円を加え、その他業務費用にて損失処理したその他の評価差額26,140千円を差し引いた額5,967千円が「その他有価証券評価差額金」であります。

26. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

27. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
2,735,412千円	35,049千円	7,583千円

28. 保有目的を変更した有価証券はありません。

29. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は、次のとおりであります。

	1年以内 千円	1年超～5年以内 千円	5年超～10年以内 千円	10年超 千円
債 券	400,000	1,300,000	3,400,000	—
(国 債)	(—)	(500,000)	(1,900,000)	(—)
(地方債)	(100,000)	(—)	(—)	(—)
(社 債)	(300,000)	(800,000)	(1,500,000)	(—)
そ の 他	—	221,360	36,135	900,000
合 計	400,000	1,521,360	3,436,135	900,000

30. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、8,494,842千円であります。これらは原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができ旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 繰延税金資産の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸出金償却所得税分	746,761千円
貸倒引当金	67,068千円
減価償却費	42,786千円
減損損失	11,613千円
賞与引当金	13,954千円
役員退職慰労引当金	17,318千円
退職給付引当金	43,536千円
その他有価証券評価差額金	△2,491千円
その他	42,704千円
繰延税金資産小計	983,253千円
評価性引当額	△849,685千円
繰延税金資産の純額	133,567千円

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の31.06%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については29.45%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については27.66%となります。この税率変更により、繰延税金資産は7,302千円減少し、その他有価証券評価差額金は136千円増加、法人税等調整額は7,438千円増加しております。

32. 固定資産の減損に係る会計基準（『固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書』（企業会計審議会平成14年8月9日）及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日）を適用しております。

なお、信用組合においては、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」（平成5年3月3日大蔵省令第10号）に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。

33. 当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当事業年度の「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

損益計算書

(単位:千円)

科 目	平成22年度	平成23年度
経 常 収 益	1,802,039	1,758,853
資 金 運 用 収 益	1,691,017	1,627,672
貸 出 金 利 息	1,196,672	1,174,485
預 け 金 利 息	400,579	364,080
有価証券利息配当金	77,101	70,513
その他の受入利息	16,663	18,593
役務取引等収益	50,012	54,512
受入為替手数料	20,684	20,973
その他の役務収益	29,328	33,539
その他業務収益	35,298	57,263
国債等債券売却益	31,819	35,049
その他の業務収益	3,478	22,214
その他経常収益	25,711	19,404
償却債権取立益		15,729
株式等売却益	23,590	—
その他の経常収益	2,121	3,675
経 常 費 用	1,539,648	1,519,525
資 金 調 達 費 用	109,833	75,006
預 金 利 息	99,079	66,262
給付補填備金繰入額	10,251	8,387
借 用 金 利 息	287	142
その他の支払利息	215	214
役務取引等費用	148,471	154,072
支払為替手数料	7,506	8,035
その他の役務費用	140,964	146,036
その他業務費用	10,347	62,522
国債等債権売却損	—	1,600
国債等債権償却	—	60,689
金融派生商品費用	8,680	—
その他の業務費用	1,667	233
経 費	1,104,516	1,142,526
人 件 費	733,863	745,643
物 件 費	357,041	382,274
税 金	13,612	14,608
その他経常費用	166,478	85,396
貸倒引当金繰入額	122,681	61,428
株式等売却損	8,304	5,983
株式等償却	26,115	6,220
その他の経常費用	9,378	11,764
経 常 利 益	262,391	239,328

科 目	平成22年度	平成23年度
特 別 利 益	4,393	—
償却債権取立益	4,393	
特 別 損 失	3,278	529
固定資産処分損	3,278	529
税引前当期純利益	263,506	238,799
法人税・住民税及び事業税	105,327	61,114
法人税等調整額	37,582	37,877
当 期 純 利 益	120,596	139,808
繰越金(当期首残高)	138,802	206,889
当期末処分剰余金	259,398	346,697

(注)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当りの当期純利益 15円47銭

剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	平成22年度	平成23年度
当期末処分剰余金	259,398	346,697
剰 余 金 処 分 額	52,508	130,720
利 益 準 備 金	26,000	35,000
普通出資に対する配当金	26,508	35,720
	(年3%の割合)	(年4%の割合)
役 員 賞 与 金	—	—
特 別 積 立 金	—	60,000
退職給与積立金	—	—
繰越金(当期末残高)	206,889	215,977



店舗窓口

粗利益

(単位:千円)

科 目	平成22年度	平成23年度
資金運用収益	1,691,017	1,627,672
資金調達費用	109,833	75,006
資金運用収支	1,581,183	1,552,666
役務取引等収益	50,012	54,512
役務取引等費用	148,471	154,072
役務取引等収支	△98,458	△99,560
その他業務収益	35,298	57,263
その他業務費用	10,347	62,522
その他業務収支	24,950	△5,259
業務粗利益	1,507,675	1,447,846
業務粗利益率	1.70%	1.60%

(注)業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100

役務取引の状況

(単位:千円)

科 目	平成22年度	平成23年度
役務取引等収益	50,012	54,512
受入為替手数料	20,684	20,973
その他の受入手数料	21,318	24,832
その他の役務取引等収益	8,009	8,706
役務取引等費用	148,471	154,072
支払為替手数料	7,506	8,035
その他の支払手数料	93,832	91,086
その他の役務取引等費用	47,132	54,950

経費の内訳

(単位:千円)

科 目	平成22年度	平成23年度
人 件 費	733,863	745,643
報酬給料手当	603,564	616,333
退職給付費用	57,039	52,745
その他	73,259	76,564
物 件 費	357,041	382,274
事務費	132,767	139,427
固定資産費	65,696	67,739
事業費	30,085	33,300
人事厚生費	9,192	9,504
有形固定資産償却	47,789	60,669
無形固定資産償却	1,020	1,251
その他	70,490	70,383
税金	13,612	14,608
経費合計	1,104,516	1,142,526

受取利息および支払利息の増減

(単位:千円)

項 目	平成22年度	平成23年度
受取利息の増減	△72,959	△63,344
支払利息の増減	△70,510	△34,826

業務純益

(単位:千円)

科 目	平成22年度	平成23年度
業務純益	433,736	303,705

総資金利鞘等

(単位:%)

区 分	平成22年度	平成23年度
資金運用利回(a)	1.91	1.79
資金調達原価率(b)	1.41	1.38
資金利鞘(a-b)	0.50	0.41

総資産利益率

(単位:%)

項 目	平成22年度	平成23年度
総資産経常利益率	0.29	0.25
総資産当期純利益率	0.13	0.15

(注)総資産経常(当期純)利益率=経常(当期純)利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

預貸率および預証率

(単位:%)

区 分	平成22年度	平成23年度
預 貸 率	(期 末) 53.63	53.56
	(期中平均) 51.96	51.94
預 証 率	(期 末) 7.24	7.49
	(期中平均) 8.15	7.60

その他業務収益の内訳

(単位:千円)

科 目	平成22年度	平成23年度
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	31,819	35,049
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	13,180
その他の業務収益	3,478	9,034
その他業務収益合計	35,298	57,263



新入職員研修

資金運用・資金調達

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

(単位:千円、%)

科 目	年 度	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	平成22年度	88,180,355 千円	1,691,017 千円	1.91 %
	平成23年度	90,427,989	1,627,672	1.79
	平成22年度	44,368,936	1,196,672	2.69
	平成23年度	45,564,851	1,174,485	2.57
	平成22年度	36,524,137	400,579	1.09
	平成23年度	37,868,682	364,080	0.96
うち金融機関貸付等	平成22年度	1,900,000	15,738	0.82
	平成23年度	1,900,000	15,506	0.81
うち有価証券	平成22年度	6,966,882	77,101	1.10
	平成23年度	6,674,055	70,513	1.05
資 金 調 達 勘 定	平成22年度	85,520,553	109,833	0.12
	平成23年度	87,807,519	75,006	0.08
	平成22年度	85,390,327	109,330	0.12
	平成23年度	87,720,093	74,649	0.08
	平成22年度	—	—	—
	平成23年度	—	—	—
うち借入金	平成22年度	86,849	287	0.33
	平成23年度	43,169	142	0.33

預金種目別平均残高

(単位:千円、%)

種 目	平成22年度		平成23年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	20,347,065	23.8	21,634,766	24.7
定期性預金	65,043,262	76.2	66,085,326	75.3
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	—	—	—	—
合 計	85,390,327	100.0	87,720,093	100.0

預金者別預金残高

(単位:千円、%)

区 分	平成22年度末		平成23年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	79,575,758	94.3	81,284,255	93.7
法 人	4,843,101	5.7	5,434,222	6.3
一 般 法 人	4,497,407	5.3	4,820,726	5.6
金 融 機 関	20,123	0.0	9,070	0.0
公 金	325,571	0.4	604,426	0.7
合 計	84,418,859	100.0	86,718,477	100.0

定期預金種類別残高

(単位:千円)

項 目	平成22年度末	平成23年度末
固定金利定期預金	57,976,850	58,911,560
変動金利定期預金	19,444	17,471
積立定期預金	15,849	16,525
期日指定定期預金	382,122	363,225
合 計	58,394,266	59,308,783

1店舗当りの預金および貸出金残高

(単位:千円)

区 分	平成22年度末	平成23年度末
1店舗当りの預金残高	8,441,885	8,671,847
1店舗当りの貸出金残高	4,528,154	4,645,053

財形貯蓄残高

(単位:千円)

項 目	平成22年度末	平成23年度末
財 形 貯 蓄 残 高	127,389	123,014

役職員1人当りの預金および貸出金残高

(単位:千円)

区 分	平成22年度末	平成23年度末
役職員1人当りの預金残高	620,726	610,693
役職員1人当りの貸出金残高	332,952	327,116

貸出金業種別残高・構成比

(単位:千円、%)

業 種 別	平成22年度末		業 種 別	平成23年度末	
	金 額	構 成 比		金 額	構 成 比
製 造 業	2,206,215	4.9	製 造 業	2,247,976	4.8
農 業、林 業	179,400	0.4	農 業、林 業	210,795	0.5
漁 業	—	—	漁 業	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	21,408	0.0	鉱業・採石業・砂利採取業	17,112	0.0
建 設 業	3,139,662	6.9	建 設 業	3,187,821	6.9
電気・ガス・熱供給・水道業	11,877	0.0	電気・ガス・熱供給・水道業	37,434	0.1
情 報 通 信 業	6,012	0.0	情 報 通 信 業	5,109	0.0
運 輸 業・郵 便 業	444,050	1.0	運 輸 業・郵 便 業	463,718	1.0
卸 売 業・小 売 業	2,730,453	6.0	卸 売 業・小 売 業	2,747,475	5.9
金 融 業・保 険 業	1,900,980	4.2	金 融 業・保 険 業	1,900,710	4.1
不 動 産 業	4,195,640	9.3	不 動 産 業	4,100,248	8.8
物 品 賃 貸 業	321,183	0.7	物 品 賃 貸 業	278,985	0.6
学術研究・専門・技術 サ ー ビ ス 業	480,824	1.1	学術研究・専門・技術 サ ー ビ ス 業	452,878	1.0
宿 泊 業	3,727,161	8.2	宿 泊 業	3,688,891	7.9
飲 食 業	1,214,413	2.7	飲 食 業	1,255,948	2.7
生活関連サービス業、 娯 楽 業	954,680	2.1	生活関連サービス業、 娯 楽 業	932,072	2.0
教育、学習支援業	34,891	0.1	教育、学習支援業	31,419	0.1
医 療、福 祉	42,537	0.1	医 療、福 祉	42,741	0.1
その他のサービス	2,181,111	4.8	その他のサービス	2,187,235	4.7
その他の産業	21,731	0.0	その他の産業	50,565	0.1
小 計	23,814,234	52.6	小 計	23,839,139	51.3
地 方 公 共 団 体	2,288,124	5.1	地 方 公 共 団 体	2,053,094	4.4
雇用・能力開発機構等	—	—	雇用・能力開発機構等	—	—
個 人 (住宅・消費・納税資金等)	19,179,186	42.4	個 人 (住宅・消費・納税資金等)	20,558,304	44.3
合 計	45,281,546	100.0	合 計	46,450,538	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大部分に準じて記載しております。

貸出金担保別残高

(単位:千円、%)

区 分	平成22年度末		平成23年度末	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
当組合預金積金	632,565	1.4	589,825	1.3
有 価 証 券	—	—	—	—
動 産	—	—	—	—
不 動 産	16,629,339	36.7	17,596,263	37.9
そ の 他	—	—	—	—
小 計	17,261,905	38.1	18,186,089	39.2
信用保証協会 ・ 信 用 保 険	21,018,385	46.4	22,170,416	47.7
保 証	2,591,138	5.7	2,424,604	5.2
信 用	4,410,117	9.8	3,669,428	7.9
合 計	45,281,546	100.0	46,450,538	100.0

貸出金種類別平均残高

(単位:千円、%)

科 目	平成22年度		平成23年度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
割 引 手 形	488,250	1.1	510,990	1.1
手 形 貸 付	1,100,203	2.5	1,010,737	2.2
証 書 貸 付	41,655,438	93.9	42,970,943	94.3
当 座 貸 越	1,125,044	2.5	1,072,179	2.4
合 計	44,368,936	100.0	45,564,851	100.0

貸出金使途別残高

(単位:千円、%)

区 分	平成22年度末		平成23年度末	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
運 転 資 金	15,980,557	35.3	16,733,380	36.0
設 備 資 金	29,300,988	64.7	29,717,157	64.0
合 計	45,281,546	100.0	46,450,538	100.0

貸出金金利区分別残高

(単位:千円)

項 目	平成22年度末	平成23年度末
固 定 金 利	13,788,013	14,296,456
変 動 金 利	31,493,533	32,154,082
合 計	45,281,546	46,450,538

債務保証見返担保別残高

(単位:千円、%)

科 目	平成22年度末		平成23年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
不 動 産	9,376	15.6	5,920	12.0
保 証	7,842	13.1	5,764	11.6
信 用	42,732	71.3	37,888	76.4
合 計	59,951	100.0	49,572	100.0

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:千円、%)

区 分	平成22年度末		平成23年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消費者ローン	2,446,187	15.4	2,612,089	15.1
住 宅 ロ ー ン	13,396,105	84.6	14,708,362	84.9
合 計	15,842,292	100.0	17,320,451	100.0

有価証券の種類別平均残高

(単位:千円、%)

区 分	平成22年度		平成23年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	2,856,165	41.0	2,936,186	44.0
地 方 債	785,596	11.3	100,013	1.5
社 債	1,229,660	17.6	1,877,406	28.1
株 式	485,384	7.0	363,778	5.5
そ の 他 の 証 券	1,610,074	23.1	1,396,670	20.9
合 計	6,966,882	100.0	6,674,055	100.0

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

有価証券、金銭の信託等の取得価格または契約価格、時価及び評価損益

(単位:千円)

項 目	取得価格または契約価格	時 価	評 価 損 益
有 価 証 券	平成22年度末	6,179,217	5,922,381
	平成23年度末	6,516,692	6,377,057
			△256,835
			△139,634

(注) 1. 「時価」は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会:平成11年1月22日)に定める時価に基づいて表示しております。なお、時価のないものについては、帳簿価格で表示しております。

2. 「金銭の信託」、「デリバティブ等商品」については、取扱いがなく表示しておりません。

有価証券の種類別・残存期間別残高

(単位:百万円)

	平成22年度末						平成23年度末					
	1年以内	1 年 超 5 年 以内	5 年 超 10 年 以内	10 年 超	期 間 の 定 め の な い も の	種 類 別 合 計	1年以内	1 年 超 5 年 以内	5 年 超 10 年 以内	10 年 超	期 間 の 定 め の な い も の	種 類 別 合 計
国 債	—	200	2,600	—	—	2,800	—	500	1,900	—	—	2,400
地 方 債	—	100	—	—	—	100	100	—	—	—	—	100
社 債	100	1,000	200	—	—	1,300	300	800	1,500	—	—	2,600
株 式	—	—	—	—	367	367	—	—	—	—	322	322
外 国 証 券	500	121	36	1,000	—	1,658	—	221	36	900	—	1,157
その他の証券	—	10	—	—	—	10	—	10	—	—	—	10
合 計	600	1,431	2,836	1,000	367	6,235	400	1,531	3,436	900	322	6,589

(注) 債券は額面で表示しております。

経営の健全状況

リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円、%)

区 分	年度	残 高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率(%) (B)+(C)/(A)
破 綻 先 債 権	平成22年度	494	414	80	100.00
	平成23年度	475	399	76	100.00
延 滞 債 権	平成22年度	2,545	2,148	367	98.83
	平成23年度	2,299	1,980	281	98.35
3ヶ月以上延滞債権	平成22年度	5	5	0	100.00
	平成23年度	3	3	0	100.00
貸出条件緩和債権	平成22年度	900	773	13	87.39
	平成23年度	891	762	12	86.86
合 計	平成22年度	3,945	3,341	460	96.37
	平成23年度	3,670	3,145	370	95.78

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイ、会社更生法等の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、ロ、民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、ハ、破産法の規定による破産の申立てがあった債務者、ニ、商法の規定による整理開始または特別清算開始の申立てがあった債務者、ホ、手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
2. 「延滞債権」とは、上記1.及び債務者の経営再建または支援(以下「経営再建等」という。)を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。
3. 「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金(上記1.及び2.を除く)です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1.～3.を除く)です。
5. 「担保・保証額(B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円、%)

区 分	年度	債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D)/(A)	貸倒引当金引当率 (C)/(A)-(B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成22年度	2,373	1,971	401	2,373	100.00	100.00
	平成23年度	2,071	1,782	289	2,071	100.00	100.00
危 険 債 権	平成22年度	672	605	54	660	98.26	82.47
	平成23年度	708	601	68	670	94.64	64.49
要 管 理 債 権	平成22年度	905	778	13	791	87.47	10.52
	平成23年度	894	765	12	777	86.92	9.53
不 良 債 権 計	平成22年度	3,950	3,356	469	3,825	96.83	78.97
	平成23年度	3,674	3,149	370	3,519	95.78	70.49
正 常 債 権	平成22年度	41,441					
	平成23年度	42,884					
合 計	平成22年度	45,392					
	平成23年度	46,559					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
5. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。

貸出金償却額

(単位:千円)

項 目	平成22年度	平成23年度
貸出金償却額	—	—

貸倒引当金の内訳

(単位:千円)

区 分	平成22年度末		平成23年度末	
	期末残高	増 減 額	期末残高	増 減 額
一般貸倒引当金	36,048	△30,578	37,662	1,614
個別貸倒引当金	458,046	△35,274	359,859	△98,187
貸倒引当金合計	494,094	△65,852	397,521	△96,573

(注) 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当金勘定」に係る引当は行っておりません。

自己資本比率規制(バーゼルⅡ)の概要

自己資本の充実の状況について[定性的開示事項]

1. 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本につきましては、地域のお客様による出資金（普通出資）にて調達しております。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合は、これまで内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を十分保っていると評価しております。

なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

3. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を受けるリスクを言います。当組合では、与信業務の基本的な理念や手続等を明示し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しております。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散のほか、与信ポートフォリオ管理として自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

一連の信用リスク管理の状況については、常勤役員及び審査管理部門による審査会やALM委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会及び常務会といった経営陣に対する報告態勢をとっております。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当基準規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については会計監査人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

㈱日本格付投資情報センター

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

㈱日本格付研究所

スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングス・サービス

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当組合では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置づけとして認識しております。したがって、担保または保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただき適切な取扱いに努めております。

手続きについては、組合が定める規定や事務取扱要領等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。また、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において預金相殺を用いる場合があります。

なお、バーゼルⅡで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金が該当します。また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

該当する事項はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

該当する事項はありません。

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクを言います。

当組合は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針を定め、確実にリスクを認識し、評価してまいります。リスクの計測に関しましては、基礎的手法を採用し態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は基礎的手法を採用しております。

8. 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方法及び手続きの概要

出資等については業務上の保有で、投資目的のものはありません。株式等エクスポージャーについては、当組合が定める「有価証券運用規程」に基づいて適正に運用・管理に努めています。なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適切な処理を行っております。

9. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当組合においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測を行い、ALM委員会で検討協議をするとともに、必要に応じて経営陣への報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(2) 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

- ・計測手法 ギャップ分析手法
- ・計測対象 「資産運用・調達勘定」のうち金利感応度資産
- ・コア預金
 - 対象：流動性預金
 - 算定方法：①過去5年の最低残高
 - ②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高
 - ③現残高の50%相当額
 - 以上3つのうち最小の額を上限としています。
- ・金利ショック幅 保有期間1年、最低5年の観測期間で計測される金利変動の1パーセンタイル値および99パーセンタイル値
- ・リスクの計測頻度 月次で算出しております。

(注) ギャップ分析手法とは、保有する資産・負債の満期を基準にして、満期が同一期間帯において資産・負債の額のギャップ（どちらがどれだけ上回っているか）を計測し、収支の変化を分析してリスクを把握する手法です。

1.自己資本の構成に関する事項

(単位:千円)

項 目	平成22年度	平成23年度
(自 己 資 本)		
出 資 金	891,628	899,765
非累積の永久優先出資	—	—
優 先 出 資 申 込 証 拠 金	—	—
資 本 準 備 金	—	—
そ の 他 資 本 剰 余 金	—	—
利 益 準 備 金	717,200	752,200
特 別 積 立 金	2,400,000	2,460,000
繰 越 金 (当 期 末 残 高)	206,889	215,977
そ の 他	—	—
自 己 優 先 出 資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
その他有価証券の評価差損	—	—
営 業 権 相 当 額	—	—
の れ ん 相 当 額	—	—
企業結合により計上される無形固定資産相当額	—	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—	—
基本的項目 (A)	4,215,718	4,327,942
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額	—	—
一 般 貸 倒 引 当 金	36,048	37,662
負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	—	—
負 債 性 資 本 調 達 手 段	—	—
期限付劣後債務および期限付優先出資	—	—
負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	—	—
補 完 的 項 目 不 算 入 額	—	—
補完的項目計 (B)	36,048	37,662
自己資本総額 (A)+(B)=(C)	4,251,766	4,365,604

項 目	平成22年度	平成23年度
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	100,000	100,000
負債性資本調達手段及びこれに準じるもの	—	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	100,000	100,000
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額にかかる控除額	—	—
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャーおよび信用補完機能を持つ特種0ストリップス(告示第223条を準用する場合を含む)	—	—
控 除 項 目 不 算 入 額	—	—
控除項目計 (D)	100,000	100,000
自己資本額 (C)-(D)=(E)	4,151,766	4,265,604
(リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等)	—	—
資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス) 項 目	33,787,617	34,673,649
オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 項 目	59,951	49,556
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	2,812,385	2,794,192
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 計 (F)	36,659,954	37,517,399
Tier1比率 (A)/(F)	11.49%	11.53%
自己資本比率 (E)/(F)	11.32%	11.36%

(注)「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」に係る算式に基づき算出しております。

2.自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	平成22年度		平成23年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	33,847	1,353	34,723	1,388
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	33,847	1,353	34,723	1,388
(i) ソブリン向け	146	5	135	5
(ii) 地方公共団体金融機構向け	—	—	10	0
(iii) 金融機関向け	7,987	319	8,075	323
(iv) 法人等向け	6,426	257	6,736	269
(v) 中小企業等・個人向け	7,432	297	7,844	313
(vi) 抵当権付住宅ローン	3,721	148	3,965	158
(vii) 不動産取得等事業向け	1,928	77	2,043	81
(viii) 三月以上延滞等	1,194	47	890	35
(ix) 上記以外	5,009	200	5,022	200
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	2,812	112	2,794	111
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	36,659	1,466	37,517	1,500

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本及び利息の支払いが約定支払日の翌日から三ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
5. オペレーショナル・リスクは、当組合では基礎的手法を採用しています。
(オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法)

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間の内、正の値の合計額)} \times 1.5\%}{\text{直近3年間の内、粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

3.信用リスクに関する事項

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(単位:百万円)

平成22年度						平成23年度					
エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高					エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高				
業種区分 期間区分		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	債券	デリバティブ取引	三月以上延滞エクスポージャー	業種区分 期間区分		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	債券	デリバティブ取引	三月以上延滞エクスポージャー
製造業	2,931	2,523	408	—	7	製造業	3,612	2,599	1,013	—	—
農業	451	451	—	—	0	農業、林業	495	495	—	—	9
林業	27	27	—	—	—	漁業	—	—	—	—	—
漁業	1	1	—	—	—	鉱業、採石業、砂利採取業	17	17	—	—	—
鉱業	21	21	—	—	—	建設業	4,083	3,981	102	—	49
建設業	3,994	3,994	—	—	92	電気・ガス・熱供給水道業	37	37	—	—	—
電気・ガス・熱供給水道業	23	23	—	—	—	情報通信業	106	5	101	—	—
情報通信業	6	6	—	—	—	運輸業・郵便業	677	476	201	—	—
運輸業・郵便業	562	460	102	—	—	卸売業・小売業	3,571	3,167	404	—	100
卸売業・小売業	3,373	3,170	203	—	47	金融業・保険業	3,378	1,922	1,456	—	—
金融業・保険業	3,932	1,924	2,008	—	—	不動産業	4,412	4,209	203	—	49
不動産業	4,371	4,268	103	—	214	物品賃貸業	279	279	—	—	—
各種サービス	10,415	10,415	—	—	884	学術研究、専門・技術サービス業	567	567	—	—	22
						宿泊業	3,692	3,692	—	—	392
						飲食業	1,683	1,683	—	—	106
						生活関連サービス業、娯楽業	1,165	1,165	—	—	—
						教育、学習支援業	31	31	—	—	31
						医療、福祉	42	42	—	—	—
						その他のサービス業	2,829	2,829	—	—	165
						その他の産業	53	53	—	—	—
その他	24	24	—	—	—	国・地方公共団体等	4,749	2,060	2,689	—	—
国・地方公共団体等	5,228	2,288	2,940	—	—	個人	17,239	17,239	—	—	362
個人	15,798	15,798	—	—	383	業種別合計	52,717	46,559	6,172	—	1,289
業種別合計	51,167	45,400	5,767	—	1,630	1年以下	26,616	26,216	400	—	—
1年以下	27,156	26,556	600	—	—	1年超3年以下	8,526	7,926	600	—	—
1年超3年以下	9,101	8,301	800	—	—	3年超5年以下	4,892	3,971	921	—	—
3年超5年以下	3,780	3,159	621	—	—	5年超7年以下	3,253	2,553	700	—	—
5年超7年以下	3,838	1,838	2,000	—	—	7年超10年以下	6,504	3,768	2,736	—	—
7年超10年以下	3,849	3,013	836	—	—	10年超	2,200	1,300	900	—	—
10年超	2,501	1,501	1,000	—	—	期間の定めのないもの	870	870	—	—	—
期間の定めのないもの	1,097	1,097	—	—	—	残存期間別合計	52,861	46,604	6,257	—	—
残存期間別合計	51,323	45,465	5,858	—	—						

(注)1. オフ・バランス取引はデリバティブ取引を除く。当組合はデリバティブ取引に該当する取引はありません。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三ヶ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

4. 貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引の業種別残高にはコミットメントは含まれておりません。また、残存期間別の残高については、貸出金の残高で表示しております。

5. 債券の残存期間別の残高については、期末残高ではなく額面金額で表示しております。

※当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区分	年度	期首残高	期中の増減額	期末残高
一般貸倒引当金	平成22年度	66	△30	36
	平成23年度	36	1	37
個別貸倒引当金	平成22年度	493	△35	458
	平成23年度	458	△98	359
合 計	平成22年度	559	△65	494
	平成23年度	494	△96	397

(3) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

業種区分	期首残高		期中の増減額		期末残高		貸出金償却	
	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
製 造 業	53	49	△3	△49	49	0	—	—
農 業	1	2	1	0	2	2	—	—
林 業	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	29	25	△4	△7	25	17	—	—
電 気・ガ ス 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業・小売業	48	45	△3	△7	45	37	—	—
金 融・保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	113	108	△5	△24	108	83	—	—
各種サービス	111	96	△14	19	96	116	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	133	129	△4	△29	129	99	—	—
合 計	491	456	△35	△98	456	358	—	—

(4) リスク・ウエイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウエイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	平成22年度		平成23年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	5,265	—	4,786
10%	—	7,719	—	8,445
20%	99	3,334	399	2,877
35%	—	10,934	—	11,681
50%	800	824	1,602	706
75%	—	10,542	—	11,153
100%	300	11,049	300	10,548
150%	—	354	—	278
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合 計	1,199	50,024	2,301	50,478

(注) 1. 格付は過格格付機関が付与しているものに限りです。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法前のリスクウエイトに区分しています。

創立60周年記念 これまで支えていただいたすべてのお客様に感謝をこめて

懸賞金付特別金利定期預金

きたしん★ドリーム60

最高額 60万円 が当たる!!

募集期間 平成24年6月1日(金)～12月14日(金)
※募集総額60億円になり次第締め切らせていただきます。

抽 選 日 平成24年12月25日(火)
※当選発表は翌営業日以後に店頭及びホームページ上に掲示します。

懸賞金

発売総額60億円の場合
(1ユニット10億円・6ユニット)

1等賞 100,000円× **72本**
2等賞 50,000円× **60本**
3等賞 10,000円× **600本**

特別金利 適用金利

年 0.10%
※満期日以降は、その時点の店頭表示金利が適用されます。

詳しくは、窓口または渉外担当者までおたずね下さい。

4.信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		769	699	120	15	—	—
	①ソブリン向け	—	—	—	—	—	—
	②金融機関向け	—	—	—	—	—	—
	③法人等向け	222	125	120	—	—	—
	④中小企業等・個人向け	475	510	—	15	—	—
	⑤抵当権付住宅ローン	8	8	—	—	—	—
	⑥不動産取得等事業向け	19	17	—	—	—	—
	⑦三月以上延滞等	0	—	—	—	—	—
	⑧その他	43	37	—	—	—	—

(注) 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

5.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 該当する事項はありません。

6.証券化エクスポージャーに関する事項 該当する事項はありません。

7.出資等エクスポージャーに関する事項

(1) 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

区 分		売買目的有価証券		其他有価証券で時価のあるもの				
		貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	取得原価(償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額		
						うち益		
上 場 株 式	平成22年度	—	—	325	304	△20	19	39
	平成23年度	—	—	309	280	△29	20	50
非 上 場 株 式 等	平成22年度	—	—	366	366	—	—	—
	平成23年度	—	—	366	366	—	—	—
合 計	平成22年度	—	—	692	671	△20	19	39
	平成23年度	—	—	676	646	△29	20	50

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の他、時価のない出資として2百万円があります。

(2) 子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等
該当する事項はありません。

(3) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 (単位:百万円)

		売却額		株式等償却
		売却益	売却損	
出資等 エクスポージャー	平成22年度	96	23	8
	平成23年度	9	—	5

8.金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

	平成22年度	平成23年度
金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	1,215	286

(注) 金利ショックは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当組合では、金利ショックを保有期間1年、観測期間最低5年で観測される金利変動の99パーセンタイル値又は1パーセンタイル値として金利リスクを算出しております。

報酬体系について

1.対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事全員及び監事全員をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「報酬」及び在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【報酬】

非常勤を含む全役員の報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の報酬額につきましては、監事会において決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して規程で定めております。

(2) 役員に対する報酬

(単位:百万円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	5 2	7 4
監 事	1 0	1 0
合 計	6 2	8 5

注1. 左記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「付属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事11名、監事3名です。(退任役員を含む)

注3. 左記以外に支払った退職慰労金は理事29百万円です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条1項6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2.対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、対象職員等に該当する者はいません。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「同等額」は、平成23年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っており、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系ではありません。

手数料一覧

■為替手数料

項 目	内 訳		組 合 員	一 般
振込手数料	当組合あて	同一店内	3万円未満	105円
			3万円以上	105円
		本支店あて	3万円未満	210円
			3万円以上	210円
	他金融機関あて	電信扱い	3万円未満	525円
			3万円以上	525円
		文書扱い	3万円未満	420円
			3万円以上	420円
	ATM振込の場合	当組合振込	3万円未満	105円
			3万円以上	105円
		他行振込	3万円未満	420円
			3万円以上	420円

(注) 当組合のATMでの現金振込みはできません。

■取立手数料

区 分	料 金
当 組 合	同一店内 無 料
	同一交換所内 無 料
	本支店間 210円
他 金 融 機 関	至急扱い 840円
	普通扱い 630円
同一市町内取立	無 料
振込・取立手形の組戻料・ 不渡手形返却料・取立手形店頭提示料	630円

■各種手数料

項 目	種 類	手 数 料
各種証明書	継続発行	1通につき 315円
	継続発行以外	1業務につき 525円
	当組合制定 帳票以外	1通につき 1,050円
	融資証明書	1通につき 3,150円
	利息証明書	1通につき 315円
	その他証明書	1通につき 315円
	通帳・証書再発行	1通につき 1,050円
再発行手数料	カード再発行	1件につき 1,050円
	出資証券再発行	1件につき 210円
その他手数料	確定日付	1件につき 735円

■当座預金関連手数料

項 目	料 金
小切手帳	一冊(50枚) 630円
約束手形帳	一冊(50枚) 735円
マル専口座開設手数料	割賦販売通知書1枚 3,150円
マル専手形	1枚につき 525円
自己宛小切手発行	525円

■ATM手数料

区 分	きたしんカード	他行カード	セブン銀行ATMご利用
平 日	8:00~19:00	8:45~18:00 105円	8:00~8:45 105円
	無 料	8:00~8:45・18:00~19:00 210円	8:45~18:00 無 料
			18:00~21:00 105円
土 曜 日	9:00~17:00	9:00~14:00 105円	9:00~14:00 無 料
	無 料	14:00~19:00 210円	14:00~19:00 105円
	17:00~19:00 105円		
日曜日・祝日		9:00~19:00 210円	
	105円		105円

(1) 当組合はセブン銀行とATM提携をしております。

(2) 現在は節電に対する取組みとして、平日のATM稼働時間を19:00までと短縮しております。

■融資関連手数料

●不動産担保取扱手数料

区 分	設 定 金 額	手 数 料	備 考
設 定	1,000万円未満	10,500円	抵 当 権 及 び 根 抵 当 権
	1,000万円以上1億円未満	21,000円	
	1億円以上	31,500円	
条 件 変 更	金額に関らず一律	10,500円	極度増・減額 及び一部抹消等
例 外 取 扱	不動産担保の設定・抹消に係 る書類の再発行等	5,250円	一 律

(注) 住宅ローンは別に定める取扱い手数料となります。

●貸付条件変更等手数料

区 分	手 数 料
全 額 繰 上 げ 償 還 の 場 合	融資後3年以内の場合 3,150円
	融資後3年超5年以内の場合 2,100円
	融資後5年超7年以内の場合 1,050円
	融資後7年超の場合 無 料
一部繰り上げ償還	3,150円
固定金利型から変動金利型への移行	3,150円
その他貸付条件(利率・約定日・期日・弁済方法)の変更	3,150円

■両替・精査手数料

項 目	手 数 料
両 替	300枚まで 無 料
	301枚~500枚 210円
	501枚~1,000枚 315円
	1,001枚~ 525円
精 査	300枚以上の硬貨による入金(硬貨1枚につき) 26銭

地区一覧



① 本店



② 尾花沢支店



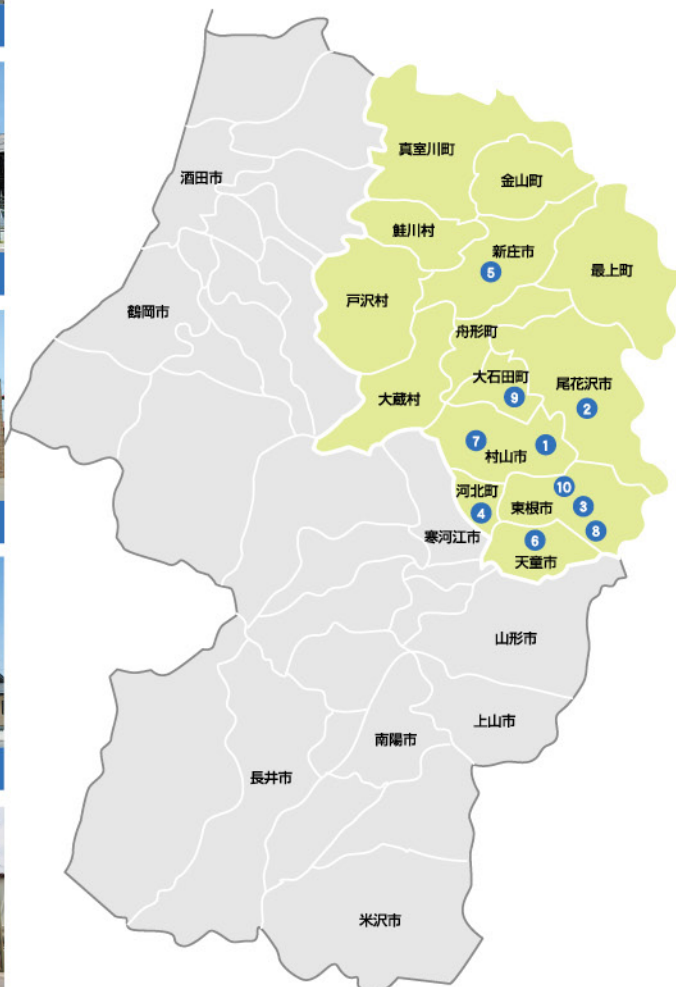
③ 東根支店



④ 谷地支店



⑤ 新庄支店



⑥ 天童支店



⑦ 河西支店



⑧ 神町支店



⑨ 大石田支店



⑩ 東根温泉支店

平成24年6月30日現在

店舗一覧(事務所の名称・所在地)

店 名	住 所	電 話	ATM
① 本 店	〒995-0016 村山市楯岡晦日町1番8号	0237-55-5581	2台
② 尾 花 沢 支 店	〒999-4227 尾花沢市中町2番56号	0237-22-1215	1台
③ 東 根 支 店	〒999-3718 東根市四ツ家一丁目8番20号	0237-42-0453	1台
④ 谷 地 支 店	〒999-3511 西村山郡河北町谷地甲162番地の1	0237-72-5155	1台
⑤ 新 庄 支 店	〒996-0071 新庄市小田島町5番49号	0233-22-2555	1台
⑥ 天 童 支 店	〒994-0002 天童市乱川二丁目4番6号	023-654-6111	1台
⑦ 河 西 支 店	〒995-0204 村山市大字稲下166番地	0237-56-3001	1台
⑧ 神 町 支 店	〒999-3763 東根市神町中央二丁目9番10号	0237-47-1151	1台
⑨ 大 石 田 支 店	〒999-4112 北村山郡大石田町緑町9番地の2	0237-35-5150	1台
⑩ 東 根 温 泉 支 店	〒999-3702 東根市温泉町一丁目6番2号	0237-43-7700	1台

◆店外ATM店

店 名	住 所	ATM
本店 村山市役所出張所	〒995-0035 村山市中央一丁目3番5号	1台
天童支店 天童出張所	〒994-0034 天童市本町二丁目4番2号	1台

索引

ディスクロージャー誌は、協同組合による金融事業に関する法律(協金法)第6条第1項において準用する銀行法第21条に基づいて作成しております。「*」印は協金法施行規則で規定されております法定開示項目、「◎」印は金融再生法に定められた法定開示項目です。

ごあいさつ	2	経営管理態勢に関する事項	
概況・組織		*法令等遵守態勢	6
事業方針	2	*リスク管理態勢	6
*役員一覧	3	*苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	12
*事業の組織	3	財産の状況	
*店舗一覧	29	*貸借対照表	14
自動機の設置状況	29	*損益計算書	17
地区一覧	29	*剰余金処分(損失金処理)計算書	17
組合員数	1	*リスク管理債権及び同債権に対する保全額	22
主要事業内容		◎金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額	22
*主要な事業の内容	10	*有価証券、金銭の信託等の状況	21
業務に関する事項		*貸倒引当金の内訳	22
*事業概況	2	*貸出金償却額	22
*経常収益	4	代表理事による適正性・有効性について	13
業務純益	18	*法定監査の状況	13
*経常利益(損失)	4	バーゼルⅢに関する開示項目	
*当期純利益(損失)	4	一定性的開示事項	
*出資総額、出資総口数	4	*自己資本調達手段の概要	23
*純資産額	4	*自己資本の充実度に関する評価方法の概要	23
*総資産額	4	*信用リスクに関する事項	23
*預金積金残高	4	*信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要	23
*貸出金残高	4	*派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要	23
*有価証券残高	4	*証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	23
*単体自己資本比率	4	*オペレーショナル・リスクに関する事項	23
*出資配当金	4	*出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方法及び手続きの概要	23
*職員数	4	*金利リスクに関する事項	23
主要業務に関する指標		一定性的開示事項	
*業務粗利益及び業務粗利益率	18	*自己資本の構成に関する事項	24
*資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	18	*自己資本の充実度に関する事項	24
*資金利鞘	18	*信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高	25
*資金運用勘定、資金調達勘定の平均残高、利息、利回り	19	*一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	25
*受取利息、支払利息の増減	18	*業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等	26
役務取引の状況	18	*リスク・ウエイトの区分ごとのエクスポージャーの額等	26
その他業務収益の内訳	18	*信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	27
経費の内訳	18	派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	27
*総資産経常利益率	18	証券化エクスポージャーに関する事項	27
*総資産当期純利益率	18	*出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等	27
預金に関する指標		*子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等	27
*預金種目別平均残高	19	*出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額	27
預金者別預金残高	19	*金利リスクに関する事項	27
*定期預金種類別残高	19	その他業務	
財形貯蓄残高	19	手数料一覧	28
役職員一人当たりの預金残高	19	その他	
1店舗当たりの預金残高	19	総代会等に関する情報開示	5
貸出金等に関する指標		地域に貢献する当組合の経営姿勢	7
*貸出金種類別平均残高	20	地域密着型金融の取組みについて	8
*貸出金利区分別残高	21	保険募集指針	12
*貸出金担保別残高	20	取扱い保険商品一覧	12
*債務保証見返担保別残高	21	キャッシュカード安全対策	12
*貸出金使途別残高	20	個人情報保護宣言	11
*貸出金業種別残高・構成比	20	金融円滑化に関する基本方針	11
*預貸率	18	あゆみ・トビックス	10
消費者ローン・住宅ローン残高	21	報酬体系について	27
役職員1人当たりの貸出金残高	19		
1店舗当たりの貸出金残高	19		
有価証券に関する指標			
*有価証券の種類別平均残高	21		
*有価証券の残存期間別残高	21		
*預証率	18		

であいとつながりを大切に



〒995-0016 山形県村山市楯岡晦日町1番8号
TEL:0237-55-7333 FAX:0237-55-5594
U R L : <http://kitagunshinkumi.jp>
E-mail : kitashin@peach.ocn.ne.jp